

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所の加工施設の設計及び工事の方法の 認可申請についての審査結果

原規規発第 2003265 号
令和 2 年 3 月 26 日
原子力規制庁

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、日本原燃株式会社（以下「申請者」という。）濃縮・埋設事業所の加工施設の設計及び工事の方法の認可申請書（令和元年 9 月 10 日付け 2019 濃計発第 61 号をもって申請、令和 2 年 3 月 23 日付け 2019 濃計発第 181 号をもって一部補正。以下「本申請」という。）が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する同法第 16 条第 1 項の変更の許可を受けたところによるものであるかどうか、同法第 16 条の 2 第 3 項第 2 号に規定する「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」（昭和 62 年総理府令第 10 号。以下「技術基準規則」という。）に適合するものであるかどうか、同法第 16 条の 2 第 3 項第 3 号に規定する「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（平成 25 年原子力規制委員会規則第 18 号。以下「品管基準規則」という。）に適合するものであるかどうかについて審査した。

審査の結果、規制庁は、以下の 2. から 4. の事項を確認したことから、本申請について、法第 16 条の 2 第 3 項各号のいずれにも適合しているものと認める。

なお、本審査結果の記載においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文書の要約や言い換え等を行っている。

1. 本申請の概要及び審査の進め方について

1-1 本申請の概要

申請者は、平成 25 年 12 月に改正された技術基準規則等（以下「新規制基準」という。）への適合のため、平成 29 年 5 月 17 日付け原規規発第 1705174 号をもって変更の許可を受けた核燃料物質加工事業変更許可申請書（以下「加工事業変更許可申請書」という。）に対応するよう、加工施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請を行うもの（以下「本件工事」という。）としており、本件工事に係る建物・構築物及び設備・機器は多数あり、また、工事が長期にわたるものであることから、本件工事を段階的に進めるため、当該認可申請を第 1 次から第 5 次の計 5 分割して申請するとしており、本申請は第 3 次の申請である。

本申請においては、以下の内容について申請を行うものである。

- (1) 「その他の加工施設」のうち、ウラン濃縮建屋（1号発回均質棟、2号発回均質棟、1号カスケード棟及び2号カスケード棟）、ウラン貯蔵・廃棄物建屋（Aウラン貯蔵庫、Bウラン貯蔵庫、ウラン貯蔵・廃棄物庫及び搬出入棟）、Aウラン濃縮廃棄物建屋、使用済遠心機保管建屋及び建物間の渡り廊下（中央操作棟－ウラン貯蔵・廃棄物建屋間、中央操作棟－補助建屋間及び中央操作棟－2号発回均質棟間）（以下「第3次申請建物」という。）について、新規制基準への適合性確認事項（自動火災報知設備（感知器、発信機等）の設置、耐震設計条件の変更による耐震評価、外部衝撃（降水、竜巻（2号発回均質棟の開口部の防護設計及び公道車両に対する防護設計を除く。）、落雷等）に対する設計等）の確認を行う。

また、第1次申請及び第2次申請で次回以降の申請としたウラン濃縮建屋（中央操作棟）及び補助建屋（以下「第1・2次申請建物」という。）の新規制基準への適合性確認事項（自動火災報知設備の設置、外部衝撃（降水、落雷）に対する設計等）について確認を行う。

- (2) 「濃縮施設」のうち、遠心分離機並びに当該遠心分離機に係る高周波インバータ装置及び主要配管の一部（遠心分離機から2Aカスケード室内の第1支持点までの範囲。以下「第3次申請配管」という。）について、新規制基準への適合性確認事項（耐震設計条件の変更による耐震評価等）の確認を行う。

また、「濃縮施設」のうち、遠心分離機の周囲及び第3次申請配管の一部について、従事者のUF₆直接暴露防止のためのシート又はカバーを設置する。

- (3) 「濃縮施設」のうち、金属胴遠心機並びに当該遠心機に係る高周波インバータ装置及び主要配管の一部（原料供給系、製品系及び廃品系の配管については金属胴遠心機から2Aカスケード室内の第2支持点と第3支持点の間までの範囲、圧力計用の配管については金属胴遠心機から2A中間室内の第1支持点と第2支持点の間までの範囲）について、撤去しシステムの閉止処置を行う。

- (4) 「その他の加工施設」のうち、重大事故に至るおそれがある事故の対処のための水源について、貯水槽を設置する。

1-2 審査の進め方について

規制庁は、本申請は加工事業変更許可申請書に基づき申請される設計及び工事の方法の認可申請の一部であることから、今後の申請を含めて、以下を確認する。

- (1) 本申請及び別途申請される建物・構築物及び設備・機器については、加工事業変更許可申請書に対応した設計及び工事の方法として申請されるべきものが申請されることとなっていること。また、認可申請のうち最後の申請において、加工事業変更許可申請書を踏まえ、全体を通じて申請されるべき全ての建物・構築物及び設備・機器が申請されていること。

- (2) 加工施設全体の設計方針については、認可申請のうち最後の申請において、

加工事業変更許可申請書に記載された設計方針に従ったものであり、技術基準規則に適合するものであること。

(3) 先行申請され認可された設計及び工事の方法がある場合には、本認可申請と設計上の不整合を生じていないこと。

2. 法第16条の2第3項第1号（加工事業変更許可）への適合性について

規制庁は、許可を受けたところによるものであることに関して、次の事項を確認したことから、本申請が法第16条の2第3項第1号の規定に適合しているものと認める。

(1) 本申請の申請書本文のうち、第1・2次申請建物、第3次申請建物、自動火災報知設備、遠心分離機、高周波インバータ装置、第3次申請配管及び貯水槽の設計方針は、加工事業変更許可申請書の設計方針並びに建物・構築物及び設備・機器の種類、個数等の仕様と整合していること。

3. 法第16条の2第3項第2号（技術基準規則）への適合性について

規制庁は、本申請の技術基準規則各条文への適合性に関して、

(1) 既認可の設計及び工事の方法の認可の対象である建物・構築物及び設備・機器の規制要求内容の変更条文への適合性

(2) 新たに設計及び工事の方法の認可対象となった建物・構築物及び設備・機器の関連する条文への適合性

の観点から以下のとおり確認した。

3-1 加工施設の設計について

規制庁は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器について、技術基準規則各条文への適合性を以下のとおり確認した。申請された建物・構築物及び設備・機器と技術基準規則各条文への適合性を審査した事項を別添1、2、3及び4に示す。

3-1-1 技術基準規則第4条（火災等による損傷の防止）

技術基準規則第4条においては、「安全機能を有する施設が火災又は爆発の影響を受けることにより加工施設の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備（警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。）を施設しなければならない。」、「安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。」と規定されている。

申請者は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器について、以下のとおり設

計している。

- (1) 自動火災報知設備については、火災の拡大を防止するため、第1・2次申請建物及び第3次申請建物に、煙感知器、熱感知器等の感知方式が異なる感知器を設置し、配置に当たっては消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、感知範囲を考慮するとともに、火災感知時には中央制御室に警報を発するよう設計している。また、コールドトラップに近接する機械油を用いる機器の周囲に炎感知器を個別に設置するよう設計している。
- (2) 第3次申請建物については、施設の構造に変更は無く、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐火建築物又は準耐火建築物とし、耐火性能を備えた防火壁及び防火扉により区画し、火災の延焼を防止する設計としていることに変更は無い。また、遠心分離機、高周波インバータ装置及び第3次申請配管については、設備の構造に変更は無く、主要な構造材に不燃性の材料を使用するよう設計していることに変更は無い。
- (3) 遠心分離機の周囲に設置されるシートは難燃性の材料を用い、取付け用の構造材は鋼材を用いるよう設計している。また、第3次申請配管の一部に設置されるカバーについては、不燃性の材料を用いるよう設計している。

規制庁は、加工事業変更許可申請書における設計方針を踏まえ、自動火災報知設備として、第1・2次申請建物及び第3次申請建物に多様化された感知器を設置するとともに、コールドトラップ近傍には個別に炎感知器を設置するよう設計していること、第3次申請建物は耐火建築物又は準耐火建築物とするよう設計していること、遠心分離機、高周波インバータ装置及び第3次申請配管は不燃性の材料を使用するよう設計していること、遠心分離機の周囲に設置されるシート及び第3次申請配管の一部に設置されるカバーは不燃性又は難燃性の材料を用いるよう設計していることを確認したことから、技術基準規則第4条の規定に適合していることを確認した。

3-1-2 技術基準規則第5条（安全機能を有する施設の地盤）

技術基準規則第5条においては、「安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第6条第1項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。」と規定されている。

申請者は、第3次申請建物については、加工事業変更許可申請書のとおりに、N値50以上の地耐力を有する地盤に施設するよう設計している。

規制庁は、加工事業変更許可申請書における設計方針を踏まえ、第3次申請建物については、N値50以上の地耐力を有する地盤に施設するよう設計していることを確認したことから、技術基準規則第5条の規定に適合していることを確認した。

3-1-3 技術基準規則第5条の2（地震による損傷の防止）

技術基準規則第5条の2においては、「安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業許可基準規則第7条第2項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。」と規定されている。

申請者は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器について、加工事業変更許可申請書で記載した設計方針に基づき、以下のとおり設計している。

（1）建物・構築物

① 耐震重要度分類について

- a. ウラン濃縮建屋（1号発回均質棟及び2号発回均質棟）及びウラン貯蔵・廃棄物建屋（Aウラン貯蔵庫、Bウラン貯蔵庫及びウラン貯蔵・廃棄物庫）：第1類
- b. ウラン濃縮建屋（1号カスケード棟及び2号カスケード棟）、ウラン貯蔵・廃棄物建屋（搬出入棟）、Aウラン濃縮廃棄物建屋、使用済遠心機保管建屋及び建物間の渡り廊下（中央操作棟－ウラン貯蔵・廃棄物建屋間、中央操作棟－補助建屋間及び中央操作棟－2号発回均質棟間）：第2類

② 耐震評価について

- a. 建物・構築物の耐震設計は静的設計法とし、建築基準法の関係法令等に基づき、発生する応力が許容応力を下回ることを確認するとともに、二次設計の方法に応じて、剛性率及び偏心率が判定基準を満足すること又は保有水平耐力が必要保有水平耐力を上回ることを確認する。
- b. 耐震重要度分類第1類の建物・構築物については、上記a.の確認に加え、加工事業変更許可申請書の設計方針を踏まえ、耐震重要度分類Sクラスに要求される程度の地震力に対して過度の変形・損傷を防止するため、1Gの水平方向の静的地震力に対して、建物・構築物が終局に至らないことを確認する。
- c. 耐震設計に用いる静的地震力の算定に当たっては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第88条に規定する地震層せん断力係数に、加工事業変更許可申請書の設計方針を踏まえ耐震重要度の分類に応じた割り増し係数（第1類：1.5、第2類：1.25）を乗じて算定する。
- d. 応力評価における荷重については、建築基準法施行令第82条に基づき、長期荷重（固定荷重、積載荷重及び積雪荷重）と静的地震力を組み合わせる。
- e. 必要保有水平耐力の算定に当たっては、建築基準法施行令第82条の

3 第 2 号に規定する式で計算した値に割り増し係数（第 1 類：1.5、第 2 類：1.25）を乗じて算定する。

- f. 応力解析については、柱、梁の各部材を線材に置換したフレームモデルとし、計算プログラムによる評価を行う。
- g. 許容応力については、鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(1999)（日本建築学会）等を用いる。
- h. 第 1・2 次申請建物及び第 3 次申請建物が地震により衝突しないようにするため、建物間の距離（クリアランス）については、耐震重要度分類に応じた静的地震力による相対変位が実際の建物間の距離以下であることを確認する。

③ 評価の結果について

- a. 第 3 次申請建物については、耐震重要度分類に応じた静的地震力に対して弾性範囲に収まっており、また、柱、梁等の各部に発生する応力が許容応力以下であり、二次設計の方法に応じ、剛性率及び偏心率が判定基準を満足していること又は保有水平耐力が必要保有水平耐力を上回っている。また、耐震重要度分類第 1 類の建物は、1G の水平方向の静的地震力に対して、保有水平耐力が必要保有水平耐力を上回っていることから、終局に至らない。
- b. 第 1・2 次申請建物及び第 3 次申請建物の建物間の距離については、耐震重要度分類に応じた静的地震力による建物の相対変位以上である。

(2) 設備・機器

① 耐震重要度分類について

- a. 遠心分離機及び第 3 次申請配管：第 2 類
- b. 高周波インバータ装置及び自動火災報知設備：第 3 類

② 耐震評価について

- a. 耐震重要度分類が第 2 類及び第 3 類の設備・機器の耐震設計は静的設計法とし、建築設備耐震設計・施工指針(2014)（日本建築センター）等の規格に基づき、耐震重要度分類による静的地震力により発生する応力が許容応力を下回っていることを確認する。
- b. 耐震設計に用いる静的地震力の算定に当たっては、建築基準法施行令第 88 条に規定する地震層せん断力係数に、加工事業変更許可申請書の基本方針を踏まえ耐震重要度の分類に応じた割り増し係数（第 2 類：1.25、第 3 類：1.0）を乗じたものに 2 割増しして算定する。
- c. 耐震重要度分類第 2 類の設備・機器、これを直接支持する構造物は、上記 a. の確認に加え、加工事業変更許可申請書の設計方針を踏まえ、

耐震重要度分類 S クラスに要求される程度の地震力に対して過度の変形・損傷を防止するため、水平方向に 1G、鉛直方向に水平方向の 1/2 の大きさの静的地震力を同時に作用させた場合の地震力に対して降伏し、塑性変形する場合でも、過大な損傷、亀裂、破損等が生じないことを確認する。

- d. 設備・機器の設計に当たっては剛構造を基本とし、それが困難な場合には動的解析等適切な方法により設計する。
- e. 応力評価における荷重については、通常の運転時の状態で設備・機器に作用する荷重と静的地震力を組み合わせる。
- f. 上位の耐震重要度分類の設備・機器に波及的影響を生じさせる可能性のある下位の耐震重要度分類の設備・機器は、上位の分類の静的地震力を用いて設計を行い波及的影響が生じないようにする。
- g. 許容応力については鋼構造設計規準（2005）（日本建築学会）等を用いる。

③ 評価の結果について

- a. 遠心分離機及び第 3 次申請配管については、耐震重要度分類に応じた静的地震力及び水平方向に 1G、鉛直方向に水平方向の 1/2 の大きさの静的地震力を同時に作用させた場合の地震力に対して弾性範囲に収まっており、また、据付ボルト、機器等の各部に発生する応力が許容応力以下である。
- b. 高周波インバータ装置及び自動火災報知設備については、耐震重要度分類に応じた静的地震力に対して弾性範囲に収まっており、また、据付ボルト、機器等の各部に発生する応力が許容応力以下である。
- c. 本申請における設備・機器については、上位の耐震重要度分類の設備・機器への波及的影響はない。

規制庁は、加工事業変更許可申請書における設計方針を踏まえ、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器について、耐震重要度分類に応じた静的地震力等による評価を行い、耐震性が確保されるよう設計していることを確認したことから、技術基準規則第 5 条の 2 の規定に適合していることを確認した。

3-1-4 技術基準規則第 5 条の 4（外部からの衝撃による損傷の防止）

技術基準規則第 5 条の 4 においては、「安全機能を有する施設が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。」「周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載し

た車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により加工施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。」と規定されている。

申請者は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器について、加工事業変更許可申請書における設計方針を踏まえ、以下のとおり設計している。

- (1) 風（台風）及び積雪に対する設計として、第3次申請建物は、風（台風）については施設周辺の気象観測所で観測された日最大瞬間風速（41.3m/s）と建築基準法に基づく基準風速から算定される最大瞬間風速（45m/s）とを比較し、風速が大きい最大瞬間風速（45m/s）を、また、積雪については施設周辺の気象観測所で観測された最深積雪（190cm）による荷重を設定し、柱、梁等の各部に発生する応力が許容応力以下であるよう設計している。
- (2) 降水に対する設計として、第1・2次申請建物及び第3次申請建物は、施設周辺の気象観測所で観測された日最大1時間降水量（67.0mm）及び日最大降水量（162.5mm）を考慮し、建物屋根部の水勾配及び雨どいにより雨水を排水するとともに、雨水浸入防止策として基礎高さ約200mmを有するよう設計している。また、敷地内に排水路を設け、雨水が滞留し、大量の雨水が施設に浸水しないよう設計している。
- (3) 生物学的事象に対する設計として、ウラン濃縮建屋（1号カスケード棟）の第1種管理区域の負圧又は計装空気系統に係る外気取入口については、鳥類、昆虫類等の侵入を可能な限り防止又は抑制するため、鋼製の網を設置するよう設計している。また、工業用水の取水設備には、藻類、小魚等の侵入を可能な限り防止又は抑制するため、取水口に格子スクリーン、ネットスクリーン等を設置するよう設計している。
- (4) 竜巻に対する設計として、ウラン濃縮建屋（1号発回均質棟、2号発回均質棟、1号カスケード棟及び2号カスケード棟）、ウラン貯蔵・廃棄物建屋（Aウラン貯蔵庫、Bウラン貯蔵庫及びウラン貯蔵・廃棄物庫）、Aウラン濃縮廃棄物建屋及び使用済遠心機保管建屋は、設計竜巻荷重（風速100m/s）を考慮しても、建物の保有水平耐力が上回るよう設計している。また、設計飛来物に対する設計として、ウラン濃縮建屋（2号発回均質棟）の屋根及び壁は、設計飛来物である鋼製材の荷重を考慮しても、屋根及び壁厚さが、荷重による貫通限界厚さ及び裏面剥離限界厚さを上回るよう設計している。
- (5) 落雷に対する設計として、補助建屋、ウラン濃縮建屋（中央操作棟、1号発回均質棟、2号発回均質棟及び2号カスケード棟）及び渡り廊下（中央操作棟—2号発回均質棟間）は、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置するよう設計している。また、接地系を網状設置方式とし、接地抵抗の低減及び電位分布を平坦化するよう設計している。さらに、建物間のトレンチ又は地中

埋設電線管を通るケーブルに接続される計測制御設備に、雷撃電流（270kA）を考慮した保安器を設置するよう設計している。なお、受変電設備に避雷器を設置することで、計測制御設備以外の電気設備についても落雷による影響を軽減するよう設計している。

- (6) 火山に対する設計として、ウラン濃縮建屋（1号発回均質棟及び2号発回均質棟）及びウラン貯蔵・廃棄物建屋（Aウラン貯蔵庫、Bウラン貯蔵庫及びウラン貯蔵・廃棄物庫）は、降下火砕物堆積（層厚 36cm、湿潤状態の密度 1.5g/cm^3 ）による荷重を考慮しても、柱、梁、屋根等に発生する応力が許容応力以下であるよう設計している。
- (7) 外部火災に対する設計として、ウラン濃縮建屋（1号発回均質棟、2号発回均質棟及び2号カスケード棟）及びウラン貯蔵・廃棄物建屋（Aウラン貯蔵庫、Bウラン貯蔵庫及びウラン貯蔵・廃棄物庫）は、森林火災、事業所外の石油備蓄基地の火災及びそれらの重畳による火災に対して、事業所の周囲に幅 20m 以上の防火帯を設けることで、建物外壁の表面温度を許容温度（ 200°C ）以下にするよう設計している。また、事業所内の屋外危険物貯蔵施設の火災、航空機落下火災及びそれらの重畳による火災に対して、発火点からの離隔距離を考慮し、建物外壁の表面温度を許容温度（ 200°C ）以下にするよう設計している。
- (8) 電磁的障害に対する設計として、高周波インバータ装置は、日本産業規格に基づき、金属盤及び金属シールド付きケーブルを接地することにより、遠心機過回転防止機能を損なわないよう設計している。

規制庁は、加工事業変更許可申請書における設計方針を踏まえ、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器に対する外部からの衝撃による損傷の防止に対する設計に関して、安全機能が損なわれないよう設計していることを確認したことから、技術基準規則第5条の4の規定に適合していることを確認した。

3-1-5 技術基準規則第7条（閉じ込めの機能）

技術基準規則第7条においては、「六ふつ化ウランを取り扱う設備であつて、六ふつ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。」と規定されている。

申請者は、 UF_6 の漏えい及びそれに付随して発生するHFを考慮して、遠心分離機については、耐食性を有するシートで機器周囲を囲うように設置し、シートで囲われない第3次申請配管の一部については、カバーで覆うよう設計している。

規制庁は、加工事業変更許可申請書における設計方針を踏まえ、遠心分離機の周囲及び第3次申請配管の一部に設置するシート又はカバーの設計として、 UF_6 及び

HF に対する耐食性を有する材料を用いるよう設計していることを確認したことから、技術基準規則第7条の規定に適合していることを確認した。

3-1-6 技術基準規則第11条（安全機能を有する施設）

技術基準規則第11条においては、「安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように施設しなければならない。」、「安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように施設しなければならない。」、「安全機能を有する施設に属する設備であつて、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、加工施設の安全性を損なうことが想定されるものには、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。」と規定されている。

申請者は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器について、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度等に対して構造材に鋼材を用いることで機能が発揮できるよう設計している。

また、安全機能を確認するための検査又は試験及び健全性維持のための保守又は修理ができるよう、機器の配置を考慮するよう設計している。

遠心分離機については、回転体が破損した場合でも飛来物とならないよう、過回転防止に係るインターロックを設けるとともに、ケーシングに衝突しても真空気密性能を確保できるケーシングの肉厚を有するよう設計している。

規制庁は、加工事業変更許可申請書における設計方針を踏まえ、通常時及び設計基準事故時に想定される環境条件において、その安全機能を発揮できるよう設計していること、施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設計していること、機器の損壊に伴う飛来物により施設の安全性を損なうことがないよう設計していることを確認したことから、技術基準規則第11条の規定に適合していることを確認した。

3-1-7 技術基準規則第13条の2（安全避難通路等）

技術基準規則第13条の2においては、「加工施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明並びに設計基準事故が発生した場合に用いる照明（避難用の照明を除く。）及びその専用の電源を施設しなければならない。」と規定されている。

申請者は、安全避難通路等について、以下のとおり設計している。

(1) 安全避難通路は、消防法及び建築基準法に基づき、人の立ち入る場所から

建物出入口までの通路及び階段に誘導灯及び非常用照明を設置した通路を設置するよう設計している。

- (2) 誘導灯及び非常用照明は、避難口及び避難の方向を明示するよう設計しており、外部からの電源が喪失した場合にも機能を維持するよう、蓄電池を内蔵し、ディーゼル発電機に接続するよう設計している。
- (3) 中央制御室の非常用照明は、ディーゼル発電機に接続するよう設計している。
- (4) 設計基準事故発生時に、現場作業に必要な可搬式照明を配備するよう設計している。

規制庁は、加工事業変更許可申請書における設計方針を踏まえ、消防法等に基づき蓄電池を内蔵する誘導灯及び非常用照明が配置された安全避難通路を設置するよう設計していること、中央制御室の照明についてはディーゼル発電機に接続するよう設計していること、設計基準事故発生時に必要な照明として可搬式照明を配備するよう設計していることを確認したことから、技術基準規則第13条の2の規定に適合していることを確認した。

3-1-8 技術基準規則第16条（非常用電源設備）

技術基準規則第16条においては、「加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならない。」と規定されている。

申請者は、自動火災報知設備はディーゼル発電機に接続することで、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合においても使用できるよう設計している。

規制庁は、加工事業変更許可申請書における設計方針を踏まえ、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合においても、非常用電源設備により自動火災報知設備に必要な電気の供給ができるよう設計していることを確認したことから、技術基準規則第16条の規定に適合していることを確認した。

3-1-9 貯水槽に対する設計

貯水槽は、加工事業変更許可申請書において、設計を上回る重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において措置を行うための重大事故等対処資機材として位置付けられており、鉄筋コンクリート造とし1Gの静的地震力を受けた場合でも漏水が発生しない構造とすること、地下に埋設して凍結を防止すること、想定される放水箇所、放水時間を考慮した容量とすることとされている。

技術基準規則において、重大事故等対処施設はプルトニウムを取り扱う施設に適

用するものとして規定されており、重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関連する条文として、同第19条（重大事故等対処施設の地盤）、第20条（地震による損傷の防止）、第22条（重大事故等対処設備）及び第27条（重大事故等への対処に必要な水の供給設備）が規定されている。

申請者は、貯水槽について、加工事業変更許可申請書を踏まえ、プルトニウムを取り扱う施設に対する技術基準規則の条文を参考にしつつ、以下のとおり設計している。

- （1）貯水槽の耐震設計は、N値50以上の地耐力を有する地盤に施設し、また、1Gの静的地震力を考慮しても、各部材に発生する応力が許容応力を下回るよう設計している。
- （2）貯水槽の凍結防止に係る設計については、地下構造物とし、地中温度が氷点下を下回らない深さに設置するよう設計している。
- （3）貯水槽の容量は、消防自動車及び屋上放水装置により、12～13時間（液体UF₆の漏えい事故発生時に自然放熱によりUF₆が固体となるまでの時間）の間、放水することが可能な量として設計している。

規制庁は、貯水槽について、加工事業変更許可申請書における設計方針を踏まえ、1Gの静的地震力を考慮しても各部材に発生する応力が許容応力を下回るよう設計していること、凍結防止のため地下構造物とし地中温度が氷点下を下回らない深さに設置するよう設計していること、液体UF₆の漏えい事故発生時に放水することが可能な容量とするよう設計していることを確認した。

3-1-10 次回以降の申請にて適合性を確認する事項

申請者は、下記の事項については、次回以降の申請としており、これらについての適合性は次回以降の申請時に確認する。

- （1）技術基準規則第4条（火災等による損傷の防止）のうち消火設備の設計及び均質槽周辺に設置する自動火災報知設備（感知器）の設計
- （2）技術基準規則第5条の2（地震による損傷の防止）のうち均質槽周辺に設置する自動火災報知設備（感知器）の設計
- （3）技術基準規則第5条の4（外部からの衝撃による損傷の防止）のうち竜巻に係るウラン濃縮建屋（2号発回均質棟）における開口部の防護設計及び公道車両に対する防護設計
- （4）技術基準規則第5条の5（加工施設への人の不法な侵入等の防止）に係る不法侵入等防止設備の設計方針
- （5）技術基準規則第5条の6（加工施設内における溢水による損傷の防止）に係る溢水防護設備の設計
- （6）技術基準規則第7条（閉じ込めの機能）のうち主要配管のインターロック

の設計及び気体廃棄物の廃棄設備の設計

- (7) 技術基準規則第8条(遮蔽)に係る周辺区域境界の線量評価
- (8) 技術基準規則第11条(安全機能を有する施設)のうち均質槽周辺に設置する自動火災報知設備(感知器)の設計
- (9) 技術基準規則第13条(警報設備等)のうち主要配管のインターロックの設計
- (10) 技術基準規則第15条(放射線管理施設)に係る放射線監視・測定設備の設計
- (11) 技術基準規則第16条(非常用電源設備)に係る自動火災報知設備(感知器)の負荷容量
- (12) 技術基準規則第17条(通信連絡設備)に係る通信連絡設備の設計

3-2 工事の方法について

規制庁は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の工事の方法について、技術基準規則の各条文に適合するよう工事が行なわれることを以下のとおり確認した。

申請者は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、保安のための措置を以下のとおり行っている。

- (1) 遠心分離機の周囲及び第3次申請配管の一部へのシート又はカバーの設置、第3次申請配管の配管架構への耐震補強
 - ① 基礎ボルトの打設に当たって、打設予定箇所の床面にケーブル等が埋設されていないことを確認した上で施工する。
 - ② 基礎ボルトの取付け後、補強部材に対して核燃料物質による汚染の除去が容易な樹脂系塗料で塗装する。
- (2) 金属胴遠心機並びに当該遠心機に係る高周波インバータ装置及び主要配管の一部の撤去
 - ① UF₆に汚染された金属胴遠心機及び主要配管の一部の撤去においては、事前に設備停止及び隔離を行い、作業用のグリーンハウスを設置し第1種管理区域とした上で作業を行う。また、グリーンハウス内部の排気を行うため、仮設のダクトを排気設備に一時的に接続する。
 - ② 切断後に端部を閉止するなどの措置を行い、撤去した後に必要に応じて細断し、ドラム缶又はボックスパレットに収納し、放射性固体廃棄物として保管廃棄する。
 - ③ 撤去後の床表面は、核燃料物質による汚染の除去が容易な樹脂系塗料で塗装する。
- (3) 自動火災報知設備

- ① 更新する自動火災報知設備のうち、第 1 種管理区域から撤去するものについては、保管廃棄を行う。
- ② 新たに設置する感知器を総合操作盤に接続し、また、継続使用する既設感知器を総合操作盤に接続切替え後、系統全体で消防法に基づく検査を行った後に監視を行う。工事に伴い自動火災報知設備による監視ができないエリアは、出入口に注意表示を行い関係者に周知徹底するとともに、工事監理員又は運転員が監視を行う。

(4) 貯水槽

- ① 掘削に先行して試掘し、埋設物の有無を確認する。
- ② 掘削エリア周辺からの雨水の流入防止のため、掘削エリア法肩周辺に土造水路を設置する。

(5) 工事期間中の措置

工事期間中において、加工施設の生産運転を実施しない。

また、本工事に際して、認可を受けた設計及び工事の方法に従っていることについて適時に検査を実施し、確認するとしている。

さらに、工事に係る安全管理として、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等に基づき労働災害を防止するほか、作業場所の区画の設定、関係者以外の立入制限、火気作業時の防火対策、管理区域内作業時の作業管理要領書の策定等を行うとしている。

規制庁は、本申請に係る工事の方法について、工事实施に伴う既設設備への影響を確認すること、撤去した設備を容器等に収納し保管廃棄すること、認可を受けた設計及び工事の方法に従っていることを適時に検査すること、工事に係る安全管理を行うことにより安全確保が図られることから、技術基準規則の各条文に適合するよう行われることを確認した。

以上のことから、規制庁は、本申請が法第 16 条の 2 第 3 項第 2 号の規定に適合していると認める。

4. 法第 16 条の 2 第 3 項第 3 号（品管基準規則）への適合性について

規制庁は、設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に係る適合性の確認に当たって、

- (1) 品質管理の方法等を示した本申請の添付資料「全社品質保証計画書」の内容が、品管基準規則の各要求事項に適合していること
- (2) 本申請の設計に係る実績が、上記で確認した「全社品質保証計画書」により実施されたこと並びに工事及び検査が同計画に基づき計画されていることについて以下のとおり確認した。

4-1 品質管理の方法等

申請者は、「全社品質保証計画書」において、品質管理の実施に係る組織並びに保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、品管基準規則の要求事項にのっとり、社長が品質方針を策定し、品質マネジメントシステムをレビューし、その有効性を継続的に改善すること、また、安全文化の醸成活動、資源の運用管理、業務の計画及び実施、内部監査、不適合管理、是正処置等を定めることとしている。

規制庁は、本申請における設計、工事及び検査に係る品質管理について、申請者の定める「全社品質保証計画書」が、品管基準規則の要求事項にのっとり、品質保証の実施に関する組織並びに保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る事項について、社長が実施すべきことや、不適合管理報告及びその処理等を含む業務プロセス等を適切に定めていることから、品管基準規則の各要求事項に適合していることを確認した。

4-2 設計、工事及び検査に係る品質保証活動の実績と計画

申請者は、本申請の「全社品質保証計画書」及び「設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画」に従って、以下のとおり、本申請に係る設計を実施し、また、工事及び検査を実施する計画としている。

(1) 設計の実績

- ① 機械保全課及び電気計装保全課（以下「設計主管課」という。）は、加工事業変更許可申請書の記載事項を踏まえ、本申請に係る設計、工事及び検査の内容を記載した改造計画書を作成した。設計主管課は、濃縮安全委員会及び核燃料取扱主任者による加工事業変更許可申請書との整合性や工事中の保安上の措置の妥当性に着目した改造計画書のレビューを受けた上で、濃縮事業部長の承認を受けた。
- ② 設計主管課は、設計に係る改造計画書に基づき発注仕様書を作成した。設計主管課は、関係部門による記載事項の不足に着目した発注仕様書のレビューを受けた。
- ③ 設計主管課は、発注仕様書を基に調達先から設計図書を受領した。設計主管課は、関係部門による記載事項の不足及び設計方針との整合性に着目した設計図書のレビューを受けた。
- ④ ②及び③のうち、設計の妥当性の評価については、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の耐震設計において、以下のとおり、「加工施設 保守要領」及び「濃縮事業部 調達先管理要領」等に基づき、品質管理を実施した。

- a. 申請者から調達先へ計算プログラムを用いる設計を発注する場合、発注仕様書において、当該評価を行った作成者以外の者が審査及び承認すること並びに異なる計算方法等により計算結果の妥当性を確認すること等を調達先に要求した。
 - b. 申請者は、調達先から実施計画書を受領し、実施計画書の妥当性を確認するとともに、解析業務の完了後、調達先から実施結果の記録を受領し、実施計画書どおりに適切に実施されているかを担当者及び確認者によるチェック後、管理者がチェック結果を評価した上で承認した。
- ⑤ ②及び③に示す調達先への発注を実施せず自社で設計を行う場合について、設計主管課は、改造計画書に基づいた設計を行い、設計図書を作成した。設計主管課は、設計図書について、③と同様のレビューを受けた。
- ⑥ 設計主管課及び施設計画課は、改造計画書及び設計図書を基に本申請を作成した。施設計画課は、濃縮安全委員会及び核燃料取扱主任者による新規規制基準への適合に着目した本申請のレビューを受けた上で、原子力規制委員会に申請した。

(2) 工事及び検査の計画

- ① 電気計装保全課（以下「工事主管課」という。）は、改造計画書を基に工事及び検査に係る発注仕様書を作成する。工事主管課は、関係部門による他設備との干渉及び検査に必要な事項に着目した発注仕様書のレビューを受ける。
- ② 工事主管課は、発注仕様書を基に調達先から工事要領書及び検査要領書を受領する。工事主管課は、関係部門による発注仕様書との整合性に着目した工事要領書及び検査要領書のレビューを受ける。
- ③ 工事主管課は、本申請の認可後、遠心分離機及び第3次申請配管が施設定期自主検査対象であることから、保守作業計画書を作成し、主管部長（濃縮保全部長）の確認及び核燃料取扱主任者の審査を経て、濃縮事業部長の承認を受けた後に工事を実施する。
- ④ 工事主管課は、検査要領書の内容を踏まえ社内検査要領書を作成する。工事主管課は、社内検査要領書に基づき検査を行い、当該設備が正常に機能することを確認する。工事主管課は、発注仕様書に基づく工事の報告書を調達先から受領し、発注仕様書の要求事項を満たしていることを確認する。

規制庁は、本申請における設計、工事及び検査に係る品質保証活動の実績と計画について、「全社品質保証計画書」及び「設計及び工事に係るプロセスとその実績又

は計画」に従って設計を実施したこと、その中で、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の耐震設計に用いた計算に係る品質管理を実施したこと、また、工事及び検査を行う計画であることを確認した。

以上のことから、規制庁は、本申請が法第16条の2第3項第3号の規定に適合していると認める。

別添 1

技術基準規則各条文への適合性を審査した事項^{注)1} (設備・機器)

施設区分	技術基準規則の規定 ^{注)2,3}			第3条	第4条	第5条	第5条の2	第5条の3	第5条の4	第5条の5	第5条の6	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条の2	第13条の3	第14条	第15条	第16条	第17条	
	名称及び個数			核燃料物質の臨界防止	火災等に由来する損傷の防止	安全機能を有する施設の設置	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設内における人の安全確保等の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	材料及び構造	閉じ込め機能	遮蔽	換気	核燃料物質等による汚染防止	安全機能を有する施設の設置	搬送設備等	警報設備等	安全避難通路等	核燃料物質の貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	非常用電源設備	通信連絡設備
濃縮施設	カスケード設備	遠心分離機	1式		○	○	○						○	△ ^{※1}			○								
		主要配管	1式		○	○	○							△ ^{※2}			○		△ ^{※2}						
	高周波電源設備	高周波インバータ装置	1式		○	○	○		○								○								
その他の加工施設	非常用設備	自動火災報知設備	1式		△ ^{※3}	○	△ ^{※3}										△ ^{※3}							△ ^{※3}	

注) 1: 「○」は、技術基準規則各条文への適合性を審査した事項。「(○)」は、前回までの申請で適合性を審査した事項。「△」は、次回以降に適合性の一部又は全部を審査する事項。その他は、加工事業変更許可申請書において設計を考慮していない事項又は技術基準規則に該当しない事項。

注) 2: 技術基準規則の「第三章 重大事故等対処施設 (第18条から第31条)」の規定は、プルトニウムを取り扱う加工施設に該当するもの。

注) 3: 本申請に係る加工施設については、安全上重要な施設はないため、技術基準規則中の安全上重要な施設に係る規定は適用されない。

※1 肉厚等の基本的な構造については、本申請において示されているが、それらを勘案した周辺区域境界の線量評価については、次回以降の申請で適合性を確認する。

※2 主要配管のインターロックの設計については、次回以降の申請で適合性を確認する。

※3 均質槽周辺に設置する自動火災報知設備については、次回以降の申請で適合性を確認する。

別添 2

技術基準規則各条文への適合性を審査した事項^{注1} (第3次申請建物)

施設区分	技術基準規則の規定 ^{注2,3}		第3条	第4条	第5条	第5条の2	第5条の3	第5条の4	第5条の5	第5条の6	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第13条の2	第13条の3	第14条	第15条	第16条	第17条			
	名称及び個数		核燃料物質の臨界防止	火災等による損傷の防止	安全機能の確保	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の侵入等の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	材料及び構造	閉じ込め機能	遮蔽	換気	核燃料物質等による汚染の防止	安全機能を有する施設	搬送設備等	警報設備等	安全避難通路等	核燃料物質の貯蔵施設	廃棄物	放射線管理施設	非常電源設備	通信連絡設備			
その他の加工施設	ウラン濃縮建屋	1号発回均質棟	1式		△※1	○	○		○※2	△※4	△※5.6		△※5.7	△※8					○		○		△※5.9		△※10		
		2号発回均質棟	1式		△※1	○	○		△※2.3	△※4	△※5.6		△※5.7	△※8						○		○		△※5.9		△※10	
		1号カスケード棟	1式		△※1	○	○		○※2	△※4	△※5.6		△※5.7								○		○		△※5.9		△※10
		2号カスケード棟	1式		△※1	○	○		○※2	△※4											○		○				△※10
	ウラン貯蔵・廃棄物建屋	Aウラン貯蔵庫	1式		△※1	○	○		○※2	△※4				△※8						○		○					△※10
		Bウラン貯蔵庫	1式		△※1	○	○		○※2	△※4				△※8						○		○					△※10
		ウラン貯蔵・廃棄物庫	1式		△※1	○	○		○※2	△※4				△※8						○		○					△※10
		搬出入棟	1式		△※1	○	○		○※2	△※4										○		○					△※10
	Aウラン濃縮廃棄物建屋		1式		△※1	○	○		○※2	△※4										○		○					△※9
	使用済遠心機保管建屋		1式		△※1	○	○		○※2	△※4										○		○					△※9
	渡り廊下	中央操作棟—ウラン貯蔵・廃棄物建屋間	1式		△※1	○	○		○※2	△※4										○		○					△※10
		中央操作棟—補助建屋間	1式		△※1	○	○		○※2	△※4										○		○					△※10
		中央操作棟—2号発回均質棟間	1式		△※1	○	○		○※2	△※4	△※5.6		△※5.7							○		○		△※5.9		△※10	

注) 1: 「○」は、技術基準規則各条文への適合性を審査した事項。「△」は、前回までの申請で適合性を審査した事項。「△」は、次回以降に適合性の一部又は全部を審査する事項。その他は、加工事業変更許可申請書において設計を考慮していない事項又は技術基準規則に該当しない事項。

注) 2: 技術基準規則の「第三章 重大事故等対処施設 (第18条から第31条)」の規定は、プルトニウムを取り扱う加工施設に該当するもの。

注) 3: 本申請に係る加工施設については、安全上重要な施設はないため、技術基準規則中の安全上重要な施設に係る規定は適用されない。

※1 消火設備の設計は、次回以降の申請で適合性を確認する。

※2 本申請において確認する外部衝撃のうち、考慮する事象と評価対象となる建物は以下のとおり。

- ・ 風 (台風) 及び積雪、低温・凍結、高温及び降水: ウラン濃縮建屋 (1号発回均質棟、2号発回均質棟、1号カスケード棟及び2号カスケード棟)、ウラン貯蔵・廃棄物建屋 (Aウラン貯蔵庫、Bウラン貯蔵庫及びウラン貯蔵・廃棄物庫)、Aウラン濃縮廃棄物建屋、使用済遠心機保管建屋及び渡り廊下 (中央操作棟—ウラン貯蔵・廃棄物建屋間、中央操作棟—補助建屋間及び中央操作棟—2号発回均質棟間)

- ・生物学的事象：ウラン濃縮建屋（1号カスケード棟）
 - ・竜巻：ウラン濃縮建屋（1号発回均質棟、2号発回均質棟、1号カスケード棟及び2号カスケード棟）、ウラン貯蔵・廃棄物建屋（Aウラン貯蔵庫、Bウラン貯蔵庫及びウラン貯蔵・廃棄物庫）、Aウラン濃縮廃棄物建屋及び使用済遠心機保管建屋
 - ・落雷：ウラン濃縮建屋（1号発回均質棟、2号発回均質棟及び2号カスケード棟）及び渡り廊下（中央操作棟—2号発回均質棟間）
 - ・火山影響：ウラン濃縮建屋（1号発回均質棟及び2号発回均質棟）及びウラン貯蔵・廃棄物建屋（Aウラン貯蔵庫、Bウラン貯蔵庫及びウラン貯蔵・廃棄物庫）
 - ・外部火災：ウラン濃縮建屋（1号発回均質棟、2号発回均質棟及び2号カスケード棟）及びウラン貯蔵・廃棄物建屋（Aウラン貯蔵庫、Bウラン貯蔵庫及びウラン貯蔵・廃棄物庫）
- ※3 2号発回均質棟における竜巻による損傷の防止の設計のうち、開口部の防護設計及び公道車両に対する防護設計は、次回以降の申請で適合性を確認する。
- ※4 不法侵入等防止設備の設計方針は、次回以降の申請で適合性を確認する。
- ※5 第1種管理区域がある建物（ウラン濃縮建屋（1号発回均質棟、2号発回均質棟及び1号カスケード棟）及び渡り廊下（中央操作棟—2号発回均質棟間））のみ、溢水による損傷の防止、閉じ込めの機能及び放射線管理施設について適合性を確認する。
- ※6 溢水防止設備の設計は、次回以降の申請で適合性を確認する。
- ※7 気体廃棄物の廃棄設備での負圧維持の設計は、次回以降の申請で適合性を確認する。
- ※8 駆体厚等の基本的な構造については、本申請において示されているが、それらを勘案した周辺区域境界の線量評価については、次回以降の申請で適合性を確認する。
- ※9 放射線監視・測定設備の設計は、次回以降の申請で適合性を確認する。
- ※10 通信連絡設備の設計は、次回以降の申請で適合性を確認する。

別 添 3

技術基準規則各条文への適合性を審査した事項^{注)1} (第1・2次申請建物)

施設区分	技術基準規則の規定 ^{注)2、注)3}		第3条	第4条	第5条	第5条の2	第5条の3	第5条の4	第5条の5	第5条の6	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条の2	第13条の3	第14条	第15条	第16条	第17条
名称及び個数																							
その他の加工施設	建物	ウラン濃縮建屋 中央操作棟	1式		△ ^{*1}	(○)	○ ^{*2}		○ ^{*3}	△ ^{*4}	△ ^{*5,6}								○			△ ^{*8,8}	△ ^{*9}
		補助建屋	1式		△ ^{*1}	(○)	○ ^{*2}		○ ^{*3}	△ ^{*4}									○				

注)1: 「○」は、技術基準規則各条文への適合性を審査した事項。「(○)」は、前回までの申請で適合性を審査した事項。「△」は、次回以降に適合性の一部又は全部を審査する事項。その他は、加工事業変更許可申請書において設計を考慮していない事項又は技術基準規則に該当しない事項。

注)2: 技術基準規則の「第三章 重大事故等対処施設(第18条から第31条)」の規定は、プルトニウムを取り扱う加工施設に該当するもの。

注)3: 本申請に係る加工施設については、安全上重要な施設はないため、技術基準規則中の安全上重要な施設に係る規定は適用されない。

※1 消火設備の設計は、次回以降の申請で適合性を確認する。

※2 本申請において建物間のクリアランスのみを確認した。

※3 本申請において降水及び落雷に対する防護設計を確認した。

※4 不法侵入等防止設備の設計方針は、次回以降の申請で適合性を確認する。

※5 第1種管理区域がある建物(ウラン濃縮建屋(中央操作棟))のみ、溢水による損傷の防止、閉じ込めの機能及び放射線管理施設について適合性を確認する。

※6 溢水防止設備の設計は、次回以降の申請で適合性を確認する。

※7 気体廃棄物の廃棄設備での負圧維持の設計は、次回以降の申請で適合性を確認する。

※8 放射線監視・測定設備の設計は、次回以降の申請で適合性を確認する。

※9 通信連絡設備の設計は、次回以降の申請で適合性を確認する。

別添 4

技術基準規則各条文への適合性を審査した事項^{注)1} (貯水槽)

施設区分	技術基準規則の規定 ^{注)2、注)3}			第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	第26条	第27条	第28条	第29条	第30条	第31条
	名称及び個数			火災等による損傷の防止	重大事故等対処施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	重大事故等対処設備		臨界事故の拡大を防止するための設備	閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	電源設備	監視測定設備	緊急時対策所	通信連絡を行うために必要な設備
その他の加工施設	その他の主要な設備 (重大事故等対処資機材)	貯水槽	1式		○	○		○					○				

注)1: 「○」は、技術基準規則各条文への適合性を審査した事項。「(○)」は、前回までの申請で適合性を審査した事項。「△」は、次回以降に適合性の一部又は全部を審査する事項。その他は、加工事業変更許可申請書において設計を考慮していない事項又は技術基準規則に該当しない事項。

注)2: 技術基準規則の「第三章 重大事故等対処施設 (第18条から第31条)」の規定は、プルトニウムを取り扱う加工施設に該当するもの。

注)3: 貯水槽については、「第三章 重大事故等対処施設 (第19条、第20条、第22条及び第27条)」の規定を参考に確認した。

(参考)

分割申請の内容及び今後の申請予定

<p>(1) 第1次申請（平成30年9月7日申請、令和元年10月11日認可） 対象：核燃料物質の検査設備の更新、建物（ウラン濃縮建屋のうち中央操作棟）の耐震設計条件の変更等</p>
<p>(2) 第2次申請（平成31年4月24日申請、令和元年12月26日認可） 対象：非常用設備（ディーゼル発電機）及び建物（補助建屋）の耐震設計条件の変更等、非常用設備（ディーゼル発電機制御盤）の更新等</p>
<p>(3) 第3次申請（本申請） 対象：カスケード設備及び建物の耐震設計条件の変更、自動火災報知設備の設置更新、貯水槽の設置等</p>
<p>(4) 第4次申請（予定） 対象：UF₆処理設備、均質・ブレンディング設備の一部、貯蔵設備、搬送設備、気体廃棄物の廃棄設備等の耐震設計条件の変更等</p>
<p>(5) 第5次申請（予定） 対象：均質・ブレンディング設備（第4次での対象以外）、固体廃棄物の廃棄設備等の耐震設計条件の変更、竜巻防護設備の新設等</p>